

# 北九州市ほたる館条例施行規則

## ○北九州市ほたる館条例施行規則

平成14年3月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市ほたる館条例（平成14年北九州市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び休館日)

第2条 ほたる館の供用時間及び休館日は、別表のとおりとする。

(平25規則51・一部改正)

(使用申請の受付)

第3条 条例第3条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則65・一部改正、平25規則51・旧第4条繰上)

(冷暖房設備の使用料)

第4条 ほたる館の地域交流室又は研修室の冷暖房設備を使用するときの使用料の額は、30分又はその端数ごとに140円とする。

(平25規則51・旧第5条繰上)

(使用料の返還)

第5条 条例第7条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者（条例第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日（条例第3条第1項の許可を受けた使用の日をいう。）の40日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の5割に相当する額

(平17規則65・一部改正、平25規則51・旧第6条繰上)

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、ほたる館を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならぬ

い。

(平 2 5 規則 5 1 ・旧第 7 条繰上)

(設備の変更禁止)

第 7 条 使用者は、ほたる館に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。  
ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 1 7 規則 6 5 ・一部改正、平 2 5 規則 5 1 ・旧第 8 条繰上)

(原状回復の義務)

第 8 条 使用者は、ほたる館の使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第 4 条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平 1 7 規則 6 5 ・一部改正、平 2 5 規則 5 1 ・旧第 9 条繰上)

(損害賠償の義務)

第 9 条 ほたる館に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平 2 5 規則 5 1 ・旧第 1 0 条繰上)

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 1 0 条 市長は、ほたる館について指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平 1 7 規則 6 5 ・追加、平 2 5 規則 5 1 ・旧第 1 1 条繰上)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 1 1 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 1 7 規則 6 5 ・追加、平 2 0 規則 7 0 ・一部改正、平 2 5 規則 5 1 ・  
旧第 1 2 条繰上)

(指定管理者の指定の告示)

# 北九州市ほたる館条例施行規則

第12条 市長は、ほたる館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平25規則51・追加)

(指定管理者の事業報告)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するほたる館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平17規則65・追加)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

(平17規則65・旧第11条線下、令6規則18・一部改正)

付 則

この規則は、平成14年4月24日から施行する。

付 則 (平成17年6月9日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年11月13日規則第70号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成25年9月12日規則第51号)

この規則は、平成25年10月25日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

(平25規則51・追加)

ほたる館の名 称	供用時間	休館日	備考
北九州市ほたる館	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)	1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

北九州市ほたる館条例施行規則

		(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	に規定する休日をいう。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。
北九州市立香月・黒川ほたる館	午前9時から午後5時まで	(1) 水曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	